

自然公園法許可基準（自然公園法施行規則第11条第11項整理表（風力発電施設関係抜粋））に基づく西遊佐風力発電事業に関する考え方

工作物の新築、改築又は増築のうち風力発電施設の新築、改築又は増築			県の考え方	
第11項	本文	第1項第5号	当該風力発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	風力発電施設の色彩は、背景となる空に溶け込むようなライトグレーとしており、形態も周囲と著しく不調和ではないと認められる。
		第1項第6号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	撤去計画が定められ、跡地整理を適切に行うこととされている。
		第10項第7号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。	既存の工事用道路を使用するほか、現地調査の結果から、一般的な在来植物群落への影響に配慮するため、風車配置計画を再検討のうえ土地の形状変更面積を縮小しており、必要最小限の規模と認められる。（環境影響評価書6-7 P419～P427、資料79～81参照）
		第10項第9号	支障木の伐採が僅少であること。	周囲のクロマツ林やその他樹種に配慮し、立木の伐採は行わない。 なお、クロマツ林に隣接する建設ヤードの造成を行う際には、樹幹損傷等に十分留意することとされている。（環境影響評価書6-7 P427参照）
	第1号	第1項第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
			イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区	申請地は、第3種特別地域であるため該当しない。
			ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	申請地は、植生の復元が困難な地域等に該当しない。
		第1項第3号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインに基づき、検討がなされている。公園内の主要な展望地17箇所のうち、4箇所から風力発電施設の視認の可能性が認められる。4箇所からの展望の視軸は、海岸線やクロマツ林であるが、それに沿うように風力発電施設が建設されるほか、既存の風力発電施設（公園区域外）と連なる景観となるため、展望する場合の著しい妨げにならないと判断される。（国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン検討報告書P51～P52、P61参照）
		第1項第4号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	鳥海国定公園の主要な眺望対象は、鳥海山、日本海と飛島である。風力発電施設は、海岸域に設置され、鳥海山、日本海、飛島の眺望に著しい支障は及ぼさないと判断される。（国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン検討報告書P51～P52、P61参照）
		ただし書	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。	該当しない。
第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	環境影響評価の結果から、野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められる。（環境影響評価書6-6動物P293～P397、6-7植物P398～P427） また、当該地域の風致の主な構成要素であるクロマツ林については、伐採、樹幹損傷等は行わないため、風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められる。 なお、重要な植物群落を避けて計画しているほか、土地の改変面積を縮小し、一般的な在来植物群落にも配慮している。（環境影響評価書6-7 P427参照）		